

中部大学家畜伝染病発生予防規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学(以下「本学」という。)において取扱う家畜伝染病病原体(以下「病原体」という。)の安全管理に関し必要な事項を定め、もって本学における家畜伝染病の発生を予防し、そのまん延の防止を図ることを目的とする。

2 病原体の取扱いに関しては、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)等の関連法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 病原体 法第46条の5第1項及び法第46条の19第1項に規定する所持規制に係る家畜伝染病病原体をいう。
- (2) 法令等 法その他関係する法律、政令、省令等をいう。
- (3) 施設 病原体の保管、使用、滅菌等を行う病原体取扱施設をいう。
- (4) 管理区域 施設において病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な実験室、保管室等を含めた区域をいう。
- (5) 病原体取扱主任者 法第46条の13に基づき、本学における病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行う者をいう。
- (6) 病原体取扱責任者 病原体業務従事者のうち、病原体を用いた実験等を監督し、管理区域を統括する者をいう。
- (7) 病原体業務従事者 本学の職員及び学生並びに他機関等から受け入れた研究員で、教育研究のため病原体を用いた実験等を行い、又は当該病原体を管理若しくはそれに付随する業務に従事する者をいう。
- (8) 滅菌譲渡義務者 法第46条の11に基づき、病原体の滅菌譲渡をしなければならない者をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、家畜伝染病病原体許可所持者として、法令等に基づく必要な手続を行うとともに、病原体の安全管理について包括的な責任を負う。

(学長の責務)

第4条 学長は、理事長の命を受け、本学において取扱う病原体の安全管理に関する事項を統括する。

(学部長等の責務)

第5条 病原体を取扱う学部等の長は、学長の命を受け、当該学部等における病原体の安全管理に関して監督する。

(委員会)

第6条 本学における病原体の安全管理に関する事項は、中部大学バイオセーフティ委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

(病原体取扱主任者)

第 7 条 本学に、病原体を安全に管理し、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行うため、病原体取扱主任者 (以下「主任者」という。) を置く。

2 主任者は、法令等の定めるところにより、理事長が任命する。

3 主任者は、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 規程の制定及び改廃への参画
- (2) 家畜伝染病の発生の予防に係る重要な計画への参画
- (3) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入り検査等の立会い
- (5) 従事者等に対する教育訓練
- (6) 事故・災害時の対応
- (7) 使用状況及び施設、帳簿、書類等の点検、監査
- (8) その他家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に必要な事項

4 主任者が、出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、理事長は、その職務を代行させるため、法令等の定めるところにより、代務者を任命する。

(病原体取扱責任者)

第 8 条 管理区域に、病原体取扱責任者 (以下「責任者」という。) を置く。

2 責任者は、病原体取扱従事者のうちから、学部長等が任命する。

3 責任者は、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 管理区域における病原体を使用する実験等の監督
- (2) 事故の防止
- (3) 使用状況及び施設、帳簿、書類等の点検、管理
- (4) 従事者等に対する教育訓練
- (5) その他家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に必要な事項

(病原体業務従事者)

第 9 条 病原体業務従事者 (以下「従事者」という。) は、管理区域において病原体を取扱うときは、法令等に定めるもののほか、この規程で定める方法に従わなければならない。

(管理区域)

第 10 条 施設における病原体を安全に管理するため、管理区域を指定する。

2 管理区域の施設は、法令等の定める基準に適合するように維持しなければならない。

3 実験室及び保管室の出入口には、農林水産大臣が指定する標識を表示しなければならない。

4 病原体を取扱うため管理区域に立ち入る者は、あらかじめ学部長等の許可を得なければならない。

5 許可を得た者以外のものが管理区域に立ち入る場合は、主任者又は責任者の了解を得た従事者が同行しなければならない。

6 主任者は、管理区域における病原体の管理状況の点検並びに施設及び設備の保守点検を毎年 1 回以上、定期的実施しなければならない。

7 主任者は、前項の点検の結果是正処置等が必要と認めた場合は、必要な対策を講じなければならない。

(病原体の所持等)

第 11 条 従事者は、法令等に基づく農林水産大臣の許可又は届出が必要な病原体を所持しようとするときは、あらかじめ、家畜伝染病病原体所持申請書により、学部長等を経由して学長に申請し、許可を得た上、法令等に定める必要な手続を行わなければならない。

2 前項の病原体を学外の機関から受け入れる場合は、前項の申請書のほか、家畜伝染病病原体供与申請書により、学部長等を経由して学長に申請し、許可を得なければならない。

3 学長は、前 2 項の申請があったときは、当該申請事項に係る承認の可否等について委員会に諮問するものとする。

(病原体の取扱い)

第 12 条 病原体の保管、使用及び滅菌譲渡は、法令等の定める基準によるほか、別に定める取扱要領に従って行わなければならない。

2 病原体の保管庫には、農林水産大臣が定める標識を表示しなければならない。

3 前条の従事者は、法第 4 6 条の 1 1 第 1 項各号に該当した場合は、滅菌譲渡義務者として、当該病原体を滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という。)又は譲渡しなければならない。

4 滅菌譲渡義務者は、前項の規定により病原体を滅菌等又は譲渡しようとするときは、法第 4 6 条の 1 1 第 1 項各号に該当した日から、3 日以内に、滅菌等をする場合は、家畜伝染病病原体滅菌届により、譲渡する場合は家畜伝染病病原体分与申請書により、学部長等を経由して学長に報告又は許可を得るとともに、法令等に定める事項について、農林水産大臣に届け出なければならない。

5 第 4 項の滅菌等をする場合は、法第 4 6 条の 1 1 第 1 項各号に該当した日から 7 日以内に、譲渡する場合は遅滞なくこれを行わなければならない。

(病原体等の運搬)

第 13 条 病原体を運搬する場合は、法令等に定める運搬の基準に従って行わなければならない。

2 病原体を学内において運搬する場合は、当該病原体の散逸を防止できる専用の容器を使用し、盗難防止のため複数名で行わなければならない。

(受入れ、払出し、移動)

第 14 条 従事者は、管理区域における病原体の受入れ、払出し、移動に係る次の各号に掲げる業務を行う場合は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

- (1) 購入した病原体の受入れ
- (2) 他機関からの病原体の受入れ
- (3) 他機関への病原体の払出し
- (4) 不要となった病原体の学外への払出し
- (5) 病原体のその他の管理区域への移動

(教育訓練)

第 15 条 主任者又は責任者は、従事者のうち管理区域に立ち入る者を対象として、病原体の安全管理に必要な知識及び技術の向上を図るため、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を、当該従事者が初めて管理区域に立ち入る場合にあってはその前に、立ち入った後にあっては 3 年を超えない期間ごとに実施しなければならない。

- (1) 病原体の性質に関すること。
- (2) 病原体の安全管理に関すること。
- (3) 病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令
- (4) この規程に及び関連諸規則に関すること。

2 主任者又は責任者は、従事者のうち管理区域に立ち入らない者を対象として、病原体の安全管理に必要な知識及び技術の向上を図るため、前項第 2 号から第 4 号に掲げる事項に関する教育訓練を、当該従事者が取扱業務を開始する前に、開始した後にあっては 3 年を超えない期間ごとに実施しなければならない。

3 主任者又は責任者は、従事者のうち重点管理家畜伝染病病原体を取り扱う者に対しては、初めて管理区域に立ち入った後、使用方法等の習熟のための教育訓練を行わなければならない。

4 主任者は、従事者以外のものに対して、病原体による家畜伝染病の予防及びまん延の防止に関する必要な事項について周知しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、第 1 項各号に掲げる項目の全部又は一部に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育訓練の全部又は一部を省略することができる。

(記帳)

第 16 条 従事者は、病原体の所持に関する帳簿を整え、次の各号に掲げる事項について記帳しなければならない。

- (1) 病原体の保管に関すること。
- (2) 病原体の受入れ又は払出しに関すること。
- (3) 病原体の使用に関すること。
- (4) 病原体の滅菌譲渡に関すること。
- (5) 管理区域への立ち入り及び退出に関すること。
- (6) 管理区域の施設の点検に関すること。
- (7) 教育訓練の実施に関すること。

2 前項に定める帳簿は、1 年ごとに閉鎖し、主任者が 1 年間保存しなければならない。

(情報管理)

第 17 条 従事者は、病原体に係る情報をコンピュータ又はメモリーカード等の電子媒体で管理する場合は、セキュリティ機能を有したものを使用し、当該情報の漏えい防止に努めなければならない。

2 従事者は、前条に規定する帳簿その他病原体に係る書類及び前項に定める電子媒体は、

施設のできる保管庫等に保管し、厳重に管理しなければならない。

(事故時の対応)

第 18 条 病原体の盗取、所在不明等を発見したものは、遅滞なく当該学部長等、主任者及び責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局長等は、直ちに学長を経て理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく警察等に届け出るとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(災害時の応急措置)

第 19 条 学長は、地震又は火災等の災害(以下「災害」という。)による重大な被害が発生し、病原体の安全管理に関しこの規程の定めによることができないと判断したときは、直ちに緊急対策本部を設置し、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

(1) 施設に火災が起こり、又は延焼のおそれがある場合は、消化又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防署に通報する。

(2) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のために必要がある場合は、管理区域に立ち入る者、管理区域付近で作業をする者等を避難させるとともに、当該管理区域を封鎖し関係者以外の立ち入りを禁止する。

(3) 病原体を安全な場所に移送するとともに、必要な対策を講じる。

(4) 病原体による汚染が生じた場合は、汚染場所、汚染物、被汚染者等に対する処置等家畜伝染病の発生及びまん延防止に必要な措置を講じる。

(5) 前各号の措置に伴う作業に従事する者に対し、防護服等必要な装備の着用等を命ずる。

2 理事長は、前項の応急措置を講じたときは、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

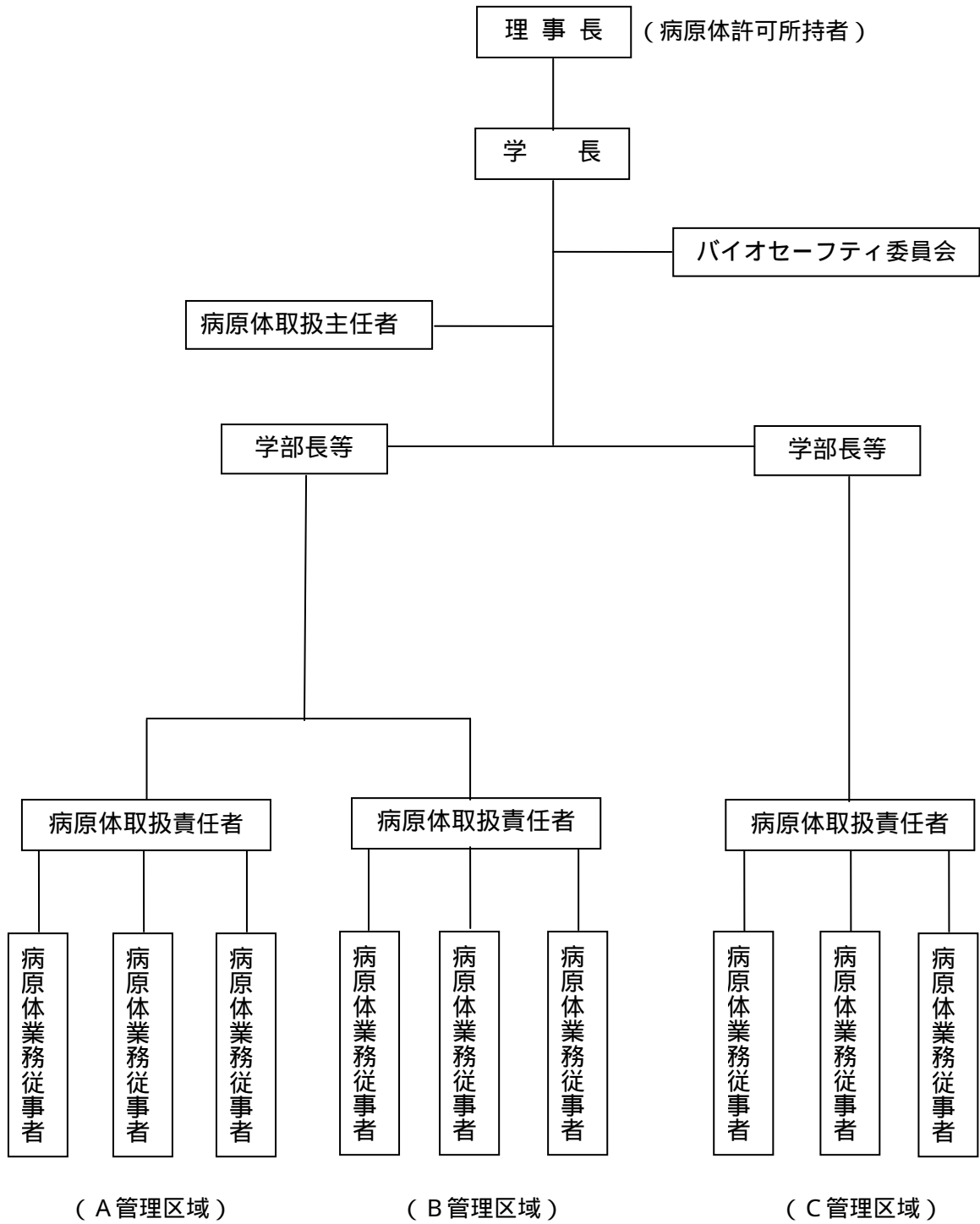
(施行細則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、病原体の取扱いに必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 16 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

組 織 図



新規	継続
----	----

家畜伝染病病原体所持申請書

中部大学長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

実験責任者（所属・職）

（氏 名）

印

病原体
取扱責任者

（所属・職）

（氏 名）

印

下記の家畜伝染病病原体の所持について申請します。

1．病原体の名称

2．病原体の種類（ 1 ）

家畜伝染病（ ）

届出伝染病

BSL

BSL

2．所持の目的

3．

4．利用法

(1) 病原体を用いる実験室

(2) 病原体を用いる実験方法

(3) 実験中及び終了後に用いる滅菌消毒法

- ・オートクレーブ滅菌
- ・消毒剤 ()

(4) 実験実施期間 (自) 年 月 日 / (至) 年 月 日

(5) 実験責任者以外の実験参加者 (2)

(氏名)

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

(6) 保管期間 (自) 年 月 日 / (至) 年 月 日

保管方法 (具体的に) :

保管場所 (具体的に) :

4 . その他特記事項

- * 1 どちらかを選択しチェックを入れる。また、病原体のBSLを記すこと。
家畜伝染病は、()に重点管理家畜伝染病又は要管理家畜伝染病を記すこと。
- * 2 規程第2条第5号の規定に適合する病原体業務従事者として判断できる資料を添付すること。
- * 3 パソコン等を用いて記入してください。

家畜伝染病病原体供与申請書

中部大学長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

供与責任者 (所属・職)
(氏 名) 印

被供与責任者(所属・職)
(氏 名) 印

下記の家畜伝染病病原体の供与について申請します。

1. 病原体の名称

2. 病原体の種類 ()

家畜伝染病 () 届出伝染病

BSL BSL

どちらかを選択しチェックを入れる。また、病原体のBSLを記すこと。
家畜伝染病は、()に重点管理家畜伝染病又は要管理家畜伝染病を記すこと。

3. 供与の目的

4．供与先

(1) 大学等（及びその機関）の名称

(2) 病原体を用いる実験室の名称及び設備等

(3) 被供与責任者の連絡先

(4) 被供与責任者の病原体取扱経歴

5．運搬方法

____ 郵送 / ____ 持参 / その他（具体的に：_____）

6．供与予定年月日 年 月 日

7．その他特記事項

パソコン等を用いて記入してください。

家畜伝染病病原体分与申請書

中部大学長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

分与責任者 (所属・職)
(氏 名) 印

被分与責任者(所属・職)
(氏 名) 印

下記の家畜伝染病病原体の分与について申請します。

1. 病原体の名称

2. 病原体の種類 ()

家畜伝染病 () 届出伝染病

BSL

BSL

どちらかを選択しチェックを入れる。また、病原体のBSLを記すこと。

家畜伝染病は、()に重点管理家畜伝染病又は要管理家畜伝染病を記すこと。

3. 分与の目的

4. 分与先

(1) 大学等（及びその機関）の名称

(2) 被分与責任者の連絡先

(3) 被分与責任者の病原体取扱経歴

5. 運搬方法

____ 郵送 / ____ 持参 / その他（具体的に： _____）

6. 分与予定年月日 年 月 日

7. その他特記事項

パソコン等を用いて記入してください。

